

安平町過疎地域持続的発展市町村計画の概要について

■ 過疎地域持続的発展市町村計画とは

安平町は、令和 3 年 4 月 1 日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づいて過疎地域の指定を受け、地域の持続的発展と地域活性化に向けた過疎対策事業を推進していくための財政上の特別措置を受けるために、令和 3 年度から令和 7 年度までのを期間とした「安平町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 3～7 年度）」が策定されていました。

この特別措置法は令和 13 年 3 月 31 日まで 10 年間の時限であることから、残る 5 年間に対応した「安平町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 8～12 年度）」へ変更することとしています。

■ 過疎計画の構成

◇ 基本的な事項

(1) 安平町の概況 (2) 人口及び産業の推移と動向 (3) 市町村行財政の状況

安平町における各諸条件の概要、産業構造や地域経済、人口推移や行財政の概要を整理しています。

(4) 地域の持続的発展の基本方針 (5) 地域の持続的発展のための基本目標

北海道が策定する「過疎地域持続的発展基本方針」に基づき、安平町における過疎の状況を踏まえ、まちづくりの基本方針及び方向性、基本目標について記載しています。

各計画との整合性を図り、将来にわたり持続的に発展させていくため、第 2 次安平町総合計画におけるまちづくりの基本方針及び方向性を本計画と連動させています。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項 (7) 計画期間

計画の達成状況の評価手法、計画期間を記載しています。

総合計画や総合戦略の進捗管理にあわせて、外部有識者会議や議会などからの意見を踏まえ、適宜見直しを講じることとしています。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理に関する基本的な考え方を「安平町公共施設等総合管理計画」の方針に基づき記載しています。

■分野別の主な事業計画

12項目の分野について、それぞれ「現状と課題」、「その対策」、「事業計画」について記載しています。主な事業内容は次のとおりです。

分野	主な事業内容
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	・民間賃貸共同住宅建設等支援事業 ・定住促進事業（住宅建設奨励助成金など） ・地域おこし協力隊活用事業 など
産業の振興	・基幹水利施設管理事業 ・公共牧場施設管理強化対策事業 ・町有林管理事業 ・サテライトオフィス整備事業 ・新規就農対策事業 など
地域における情報化	・防災情報告知ネットワーク設備整備工事 ・あびらチャンネル制作委託事業 など
交通施設の整備、交通手段の確保	・遠浅酪農2号線改良舗装事業 ・町道舗装打替事業 ・地域公共交通対策事業 など
生活環境の整備	・基幹管路耐震化整備事業 ・公共下水道整備事業 ・斎場統合事業 など
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	・認定こども園を含む児童福祉複合施設整備・改修事業 ・ぬくもりセンター施設改修工事 ・健康寿命延伸事業 など
医療の確保	・休日夜間医療体制確保業（休日夜間地域医療体制確保助成事業） ・専門医確保助成事業 ・地域医療提供体制維持費等補助事業 など
教育の振興	・町立学校整備・改修等事業 ・各地区公民館整備事業 ・あびら教育プラン推進事業 など
集落の整備	・住宅リフォーム助成事業 ・地区別計画協働づくり事業 ・空家住宅購入費助成事業 など
地域文化の振興等	・鉄道資料館整備事業
再生可能エネルギーの利用の推進	・脱炭素化事業 ・公共施設LED化事業 ・町内街灯整備事業
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	・シティプロモーション戦略事業 ・地域活性化起業人活用事業 ・まちづくり事業支援交付金事業 など

■計画策定手続きの流れ

- ・北海道との協議（事前協議）
- ・町民参画手続き（審議会、パブリック・コメント）
- ・北海道との協議（正式協議）
- ・町議会への議案上程
- ・国、北海道への計画送付